平成２２年（フ）第１７８号
大津市皇子が丘１丁目23番13号　水車谷団地１号棟１－４
債務者　藤井　新吉
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６９号
鳥取県米子市上後藤１丁目２番13号　Ｆ棟
債務者　松本　博子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第７２号
鳥取県米子市夜見町3056番地５
債務者　添田　政輝
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第４号
山口県下関市東神田町11番11号、住民票上の住所福岡県北九州市八幡西区紅梅１丁目１番８－1007号
債務者　山口　　宰
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
山口県下関市稗田北町15番オ－505号　県営住宅
債務者　田中　幸治
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第８０号
山口県下関市菊川町大字田部600番地６
債務者　山形　一幸
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第９５号
山口県下関市菊川町大字田部1160番地　市営田部南住宅11号
債務者　枝松美登里（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第９９号
山口県下関市富任町４丁目11番５号
債務者　向川　　渡
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
山口県下関市大坪本町９番４号
債務者　中西　友子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
山口県下関市貴船町１丁目３番５号、前住所山口県下関市後田町４丁目18番６号
債務者　佐藤　津吉
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１１２号
山口県下関市貴船町１丁目３番５号、前住所山口県下関市後田町４丁目18番６号
債務者　佐藤　和子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第８３号
宮崎市池内町陀羅迫912番地１　市営住宅150棟２号
債務者　渡邊　幸則
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８４号
宮崎市池内町陀羅迫912番地１　市営住宅150棟２号
債務者　渡邊　正子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１８２号
鹿児島県鹿児島市城山１丁目41番10号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市吉野町733番地10
債務者　下村　祥子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２１３号
鹿児島県西之表市住吉2645番地
債務者　濵田　秀代
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２１５号
鹿児島県鹿児島市西陵６丁目２番７号
債務者　武　健一郎
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２７３号
鹿児島県鹿児島市魚見町117番地１　福善荘１－ニ号
債務者　内匠屋千香子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係